

特約事項

(低入札価格調査対象者との契約に関する事項)

- 1 呉市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
- 2 約款第52条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
- 3 受注者は、約款第10条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札公告で定める配置予定技術者の資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならない。この場合において、低入札技術者と約款第10条第1項第1号に規定する現場代理人とは兼ねることができないものとする。
- 4 約款第54条第1項中「2年」を「4年」に、第2項中「1年」を「2年」に読み替える。
- 5 主任監督員による現場点検の対象とし、次のとおり実施する。
 - (1) 実施頻度は毎月1回とする。
 - (2) 主任監督員は、施工プロセスチェックリストにより工事の施工状況を点検した結果を、工事担当課長及び検査員へ速やかに報告する。
 - (3) 主任監督員より報告された点検結果は、工事成績評定へ反映する。
- 6 受注者は、下請工事を発注する場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。また、やむを得ず契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（以下「要領」という。）第18条の規定により、あらかじめ下請負契約の変更に関する理由書を提出しなければならない。
- 7 受注者は、工事完成後、要領第19条の規定により、下請業者への代金の支払状況報告書を提出しなければならない。